



第六四八号

昭和二十四年六月二十四日

労働省 労働基準局長
労働省 少年局長

労働基準局長殿

看護婦養成所の生徒に対する労働基準法の適用について

保健婦、助産婦、看護婦法に基づく看護婦養成所の生徒は、将来看護婦となるべき素養

を取得するために教育を受けているものであり、その教育課程中の実習も、教育の日

的のみならず、その生徒は原則として労働者として労働者となすべきで

はないが、従来の慣習により、生徒を一般看護婦と同様に勤務せしめて、場合があ

り、たとえ形式的に、いわゆる生徒と稱して実習に従事していても、その実態において

は、労働基準法第九條にいう労働者となされる場合が少なくない。

従って、爾今次の各号のすべてに該当する場合と除き、当該事業経営者と生徒との間

には、実質的な使用従属関係が存在するものと認められ、労働基準法を適用すべきもの

であるから、その労働の実態を調査し、法の適用について遺憾なきを期せられたい。

本件は、養成中の男子たる看護人について、同様に取り扱われたい。

一日の授業時間が、学課（専門学科以外の体育その他教育科目を含む）及び臨床実

習（外来及び病室等の見習勤務を含む）を過算して九時間を超えなく、但し、当該養成所において、四週間に平均して一日に於いて九時間、一週間に於いて五十時間を超えなく、定をしていふ場合には、その定によることができる。

二実習時間外はかどより、実習時間中といえども、教習及び教習の場所に関係のない作業、事務、その他職用に使用されないこと。

三卒業後の服務不履行に於いて違約金を受め、又損害賠償を予定する契約があること。

四生徒の管理に於いては、責任者が定められ、生徒の教習と一般看護婦の業務が明確に區別されていふこと。

啓書、本件は保健康助産婦看護婦法第五十一条第三項に基く旧制度の養成所（昭和二十六年五月三十一日現在存続）に於いての適用ありきとし、本法第二十一条第一号若しくは第二号又は第三号第二号第二号の規定に基く新制度の学校又は養成所に対しては、將來別途取扱を定むる方針があるから念のため。